

入院している乳児をもつお母さんへ交通費を助成します！

十和田市に住所があり、市内から県内外の周産期母子医療センターの新生児特定集中治療室（NICU）等に入院している乳児に母親が面会する時の交通費等を助成します。

■主な対象医療機関

下記の病院の新生児特定集中治療室（NICU）と新生児治療回復室（GCU）が対象となります。

青森市	青森県立中央病院
弘前市	弘前大学医学部附属病院、国立弘前病院
八戸市	八戸市立市民病院
岩手県矢巾町	岩手医科大学附属病院
関東圏域	NICU・GCU設置医療機関

■助成対象経費

十和田市内から、母親が乳児に面会するために負担した交通費及び宿泊費が対象となります。なお、ホテルに宿泊し面会した場合、宿泊施設から病院までの交通費も対象となります。

<交通費について>

移動手段	公共交通機関 	タクシー 	自家用車 
交通費の積算方法	通常利用すると判断できる経路を利用した料金。	移動した際の乗車運賃。領収書には発着地を記載。	通常利用すると判断できる経路を利用した際の走行距離に、1 kmあたり 25 円を乗じた金額。

※有料道路及び駐車場利用時はその料金も加算しますので、申請時に領収書を提出していただきます。

■対象期間及び助成金額

出産後 2 か月までの期間で、上限 10 万円を補助します。

■必要書類

- ①十和田市入院を要する乳児をもつ母親へのアクセス支援事業助成金申請書（保健センターにて記入）
- ②周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書
（面会の時にその都度周産期母子医療センターでの証明が必要です。また、退院時に周産期母子医療センターの名称・記入者署名が必要となります。）
- ③助成対象経費にかかる領収書
- ④対象者本人であることを証明する書類（運転免許証等）
- ⑤母子健康手帳
- ⑥申請者の本人名義の預貯金通帳（金融機関及びその支店等の名称、口座番号並びに口座名義人及び、ふりがながわかるもの）
- ⑦印鑑



■申請先

対象期間終了後すみやかに必要書類を添えて、健康増進課に申請をお願いします。

（最終期限は利用した年度の 3 月 31 日までです。）

<問い合わせ先> 十和田市健康増進課（十和田市保健センター）
TEL 0176-51-6792